

愛川町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年7月7日

愛川町監査委員 馬場 正行

愛川町監査委員 山中 正樹

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和2年6月29日から7月3日まで

3 監査の対象及び方法

建設部道路課、都市施設課、下水道課、水道事業所所管の令和元年度予算（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその進捗状況及び実績、負担金、交付金、使用料等、公金の取扱い、公有財産の増減、行政財産の目的外使用の執行等について抽出により監査し、併せて現地調査を実施した

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年愛川町監査委員告示第1号）及び令和2年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

建設部道路課、都市施設課、下水道課並びに水道事業所

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

(1) 狭あい道路整備等促進事業費補助金について（道路課）

道路課では、国の補助金である「社会資本整備総合交付金」を活用し、町土地開発公社が取得した道路後退用地を購入し、狭あい道路の解消に努めている。当該事業は、例年実施している事業であるが、予算編成時には交付金額が未確定であることから、歳入歳出ともに毎年当初予算には計上せず、その後、国の交付金額に合わせて予算執行できるよう、補正予算を調製し、事業を推進しているとのことだった。

確実に補助金を充当して、事業を進める手法としては理解できるものの、毎会計年度における町の施策を網羅して通観できるよう、極力当初予算において歳入歳出予算額を計上し、積極的に狭あい道路整備等促進事業の進捗を図ることが肝要と考える。

(2) 木造耐震診断（一般）補助金及び木造住宅耐震改修補助金について
（都市施設課）

この制度は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、地震被害による建物の安全性を確保し、人的被害を防ぐことを目的に昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修工事を行う建物の所有者等に対して、耐震診断（一般診断）や耐震改修工事に要する経費の一部を補助するものである。

木造住宅耐震診断費補助金は、補助要件に適合した場合、補助金交付申請が可能となるもので、木造住宅耐震改修工事費補助金は、木造耐震診断費補助金の事業を実施した結果、耐震性能が低いことなどがその要件となっている。

現行制度による過去5年間の実績は診断が5件、改修が0件となっているので、この制度を、耐震診断、耐震改修計画作成、耐震改修設計、耐震改修工事と、それぞれの段階に応じたきめの細かい補助制度とすることにより、利用者の選択肢は広がり利便性が高まるものとするので、検討を求めらる。

(3) 公共下水道使用料について（下水道課）

公共下水道使用料は愛川町公共下水道使用料条例第3条の規定により、公共下水道使用者の排出する排水量に応じて賦課徴収しており、生活保護法の規定による保護を受けている者や、災害その他特別の理由により生活が困窮することとなった者は、同条例第9条の規定によりその減免を受けることができることとされている。

令和元年度における公共下水道使用料の不納欠損は調定件数199件、対象者数93名、欠損額58万7,501円となっており、不納欠損の理由の多くは債務者の行方不明によるものとのことだった。

近年の雇用情勢等から、このような使用料未納者の中には、減免の対象とはならないが、生活の困窮が常態化し、使用料を滞納し累積するに至ったことなども十分考えられる。

これを踏まえると、真に手を差し伸べる対象を福祉関連部局と連携し厳選するなど、福祉的な視点から救済策を講じると、公共下水道使用者間の公平性は確保され、また、使用料未納額の縮減や不納欠損される滞納繰越の未納使用料などの債権保全に有効に作用するものとするので、この減免の在り方について十分検討されるよう要望する。

(4) 検定満期水道メーター取替工事について（水道事業所）

水道使用者の給水量を計量し、適正な水道料金を賦課徴収することを目的として、町水道事業所は愛川町水道事業給水条例第20条の規定に基づ

いてメーターを設置し、水道の利用者へ貸与するとともに、その計量の正確性を確保するため、計量法施行令に基づくメーターの適正管理に努めている。

計量法施行令では、水道メーターの検定期間を8年と規定していることから、この有効期間の満了前に水道メーターの交換工事を実施している。

今回の定期監査の実施に際し、提出された契約関係書類を確認したところ、このメーター交換工事に関する一連の書類にはメーターの取替箇所、数量など、必要な事項を示した書類は別に綴じられ保管されていること、愛川町工事執行規則に基づく受託者から徴する『現場代理人及び主任技術者届』、『工程表』などが添付されていないことなど、工事執行に関する書類の整理が適切ではない印象を受けた。

また、本契約は随意契約により執行されているが、受託者選定理由が判然としないこと、単価契約の積算根拠が不明瞭であることなどから、公共事業としての公平性、透明性の確保や、民間の競争性を活用できる事業とするよう、改めて事業執行の在り方や、その契約方法についての検討を要望する。

(5) 工事請負契約の検査について（監査の対象を含む町への意見）

今回の監査において、工事の執行に関し、履行期間の経過後、工事完了検査が実施されている案件が多数見受けられた。

このことについて、所管課等へ聞き取りにより確認したところ、工事完成届等の受理後14日以内に検査を行う旨を定めた、工事請負契約書の条文に即して検査を実施しているとのことで、案件によっては履行期間を過ぎてしまうとのことだった。

契約の履行期間とは、当該事業を設計図書に基づいて履行、完了させるための準備期間、本工事の施工のほか、事業完了時に提出すべき書類の提出に留まらず、完了検査を含めた全ての期間を指すことを改めて認識され、今後完了検査については履行期間内の実施徹底に努められたい。

また、工事発注に際し、発注者の責務として無理のない履行期間の設定に努めるとともに、必要な場合には履行期間を延長するなど、適正な事務の執行を求める。

(6) 文書の取扱いについて（監査の対象を含む町への意見）

文書の起案は、愛川町文書取扱規程第16条第2項の規定により、「定例・軽易なものにあつては、回議用紙を用いず、処理することができる。この場合において、処理案の余白に回議印を押印し、決裁を受けるものとする。」と定められているが、回議印の様式の定めはなく、現状各課において独自に様式を作成しているため、様式には統一性がなく、また起案日、決裁日、

ファイルナンバーなどが省略されているものも見受けられた。

この規定は、事務の合理化に資することをその趣旨としているが、少なくとも、回議、回覧、決裁に必要な押印欄、事務の処理状況を明確にする起案日、決裁日、施行日のほか、文書保存・整理に用いるファイルナンバーなどの省略は、適当であるとは思えない。また、これに加え、送達文書、各課直送文書などの収受について、文書取扱規程に定められた受付印を押印していない文書も散見された。これは、例月出納検査においても度々見受けられていて、今回の定期監査の対象である建設部と水道事業所だけの問題ではないと考えている。

こうした規程に定める文書の取り扱い方法と実際の事務手続きが乖離している現状を捉えると、総務部総務課が中心となって、各課に配置されている文書主任への必要な指導や規程の見直しを検討するなどの対応が必要と考えていることから検討を求める。